

## 経営革新計画の承認について

資料提供  
令和6年11月29日  
課名：経営革新課  
担当者：森川  
内線：3460  
直通電話：082-513-3371

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき申請のあった経営革新計画を、令和6年11月に6件承認しました。この承認により本県での総承認件数は4,040件となりました。

中小企業等経営強化法は、新商品・新サービスの開発などの特定事業者（※）の経営革新計画を県知事が承認することにより、融資などで、幅広く支援するものです。

### ○令和6年11月に承認した経営革新計画

申請者所在地	設立	資本金(千円)	従業員(人)	業種	経営革新計画のテーマ
沖田電器産業有限会社 広島市安佐北区亀山	S63.7	5,000	1	機械器具小売業	地域内循環経済に貢献する、地域家電店のリユース家電買取・販売
有限会社安西工業 尾道市因島	H13.5	10,000	105	輸送用機械器具製造業	新たな配管製造工程構築による船体ブロックの生産性向上
株式会社清・さやか 広島市安佐北区あさひが丘	H20.10	5,000	21	その他の事業サービス業	3Dデータの活用による清掃業務効率化と新たな販路開拓
株式会社サンライフ小西 江田島市能美町	S63.12	10,000	1	職別工事業 (設備工事業を除く)	建設会社が挑戦する宿泊業・飲食業への新分野展開

上記以外の企業は、公表を希望されませんでした。

中小企業経営革新計画の承認制度とは、特定事業者が、中小企業等経営強化法に基づいて、新たな事業に取り組むため「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、その計画達成の支援策として、特利融資や信用保証枠の拡大等の優遇措置の対象となる制度です。

詳しくはこちらをご覧ください。

→ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/keieikakushinsien-gaiyou2.html>

(※) 特定事業者とは、常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの等を言います。